

日本農林規格の改正について(概要)



2025年8月29日

農林水産省
新事業・食品産業部

日本農林規格の制定、改正及び廃止について(概要)

- JASについては、「JAS規格の制定・見直しの基準」(令和4年8月29日日本農林規格調査会決定)により制定・見直し内容の妥当性を判断。
- 今回の調査会では、上記の基準に照らして妥当と考えられる、「製材の日本農林規格」等の改正（表示事項・表示方法）について審議。

改正を行うJAS

- ・製材
- ・集成材
- ・直交集成板
- ・単板積層材
- ・構造用パネル
- ・合板
- ・フローリング
- ・枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材

製材等（表示事項・表示方法の改正）



製材等の日本農林規格について（表示事項・表示方法）①

改正概要

- 「製材」、「集成材」、「直交集成板」、「単板積層材」、「構造用パネル」、「合板」、「フローリング」、「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材」のJAS及び格付の表示に関する告示※について、次の項目を改正

(1) JAS製品への事業者情報の表示について

- 事業者情報の表示方法の明確化及び規格間の規定の統一（JASの改正）
- JAS製品に表示される事業者が、JAS認証事業者ではない場合（輸入業者や販売業者など）、当該製品に係る認証事業者の認証番号の表示を義務化（格付の表示に関する告示の改正）

(2) 等級など重複する事項について、「JAS」の表示事項として記載するか、JASマークの一部として記載するかを選択できるよう、規定を整理（「JAS」及び「格付の表示に関する告示」を改正）

※ 格付の表示の様式及び表示の方法。格付の表示（JASマーク）の様式や表示の方法について定めている。

(1) 事業者情報の表示について

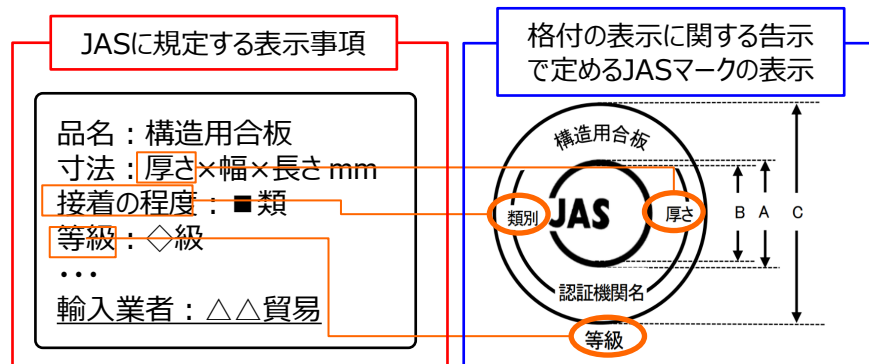
表示を行う者 (認証事業者)		必要な表示事項	
		事業者名	認証事業者の 認証番号
国内	製造業者 ※	①製造業者（認証事業者）	任意で表示
		②販売業者（非認証事業者）	必ず表示
	販売業者	販売業者（認証事業者）	任意で表示
海外	事業者	輸入業者（非認証事業者）	必ず表示

JASを改正し、新たに明確化

「格付の表示に関する告示」を改正し、
認証番号の記載について新たに規定

※国内の製造業者の場合、①、②いずれかの記載が必要

(2) 重複する表示規定の整理（構造用合板の例）



等級などの表示について、二つの告示（JASと、格付の表示に関する告示）の双方に規定されているなど、表示事項が重複。

重複部について一方を省略可とし、どちらによるかを選択可能に！

製材等の日本農林規格について（表示事項・表示方法）②

JAS及び格付の表示の様式に関する改正箇所

○ 合板JAS0233-1（例：構造用合板）

6.5 構造用合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～5) (略)

6) 製造業者、販売業者又は輸入業者（以下、製造業者等という。）の氏名又は名称

b)～h) (略)

6.6 構造用合板の表示の方法

次による。

a) 6.5 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～5) (略)

6) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者又は販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

b)～i) (略)

附属書A（規定）合板の表示様式

A.1.3 構造用合板の表示の様式

品名
寸法
接着の程度
等級
板面の品質
(略)

製造業者等^{h)}

注^{a)}～注^{g)} (略)

注^{h)} この様式中の“製造業者等”は、製造業者を記載する場合にあっては“製造業者”に、販売業者を記載する場合にあっては“販売業者”に、輸入品にあっては“輸入業者”に、置き換えて記載する。

○（参考）格付の表示の様式（例：構造用合板）

2.3 構造用合板

格付の表示の様式は図5とし、次のa)～h)のとおりとする。

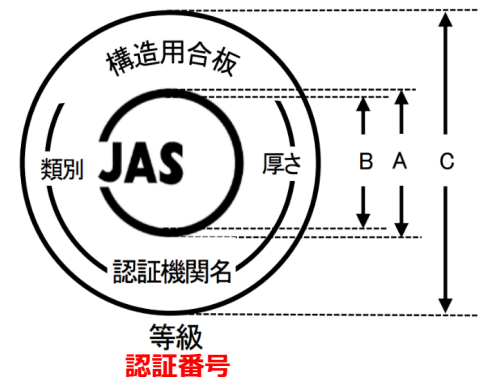


図5—構造用合板の格付の表示の様式

- a) A は、20 mm 以上、B は、A の9/10 とする。
b) C は、A の2 倍、外円の線の太さは、内円の線の太さの1/2 とする。
c) JAS の文字の高さは、A の3/10 とする。
d) 類別は、特類又は1 類の別を記載する。なお、JAS0233-1 6.5に従って記載した場合は省略してよい。
e) 等級は、JAS 0233-1 の5.3 に規定する等級を記載する。なお、JAS0233-1 6.5に従って記載した場合は省略してよい。
f) 厚さの単位は、mm とする。なお、JAS0233-1 6.5に従って記載した場合は省略してよい。
g) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
h) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、JAS 0233-1 6.5に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また、図5によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。